九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

土地家屋調査士のための法律学（3）：電子申請の推進策

七戸，克彦
九州大学大学院法学研究院：教授

https://hdl.handle.net/2324/12471

出版情報：土地家屋調査士. 603, pp.8-15, 2007-04. Japan Federation of registered land and building investigator Associations
バージョン：
権利関係：

土地家屋調査士のための法律学(3)

電子申請の推進策

九州大学大学院法学研究院教授　七戸　克彦

1　自由・平等・安全

EU(欧州連合)のユーロ硬貨は、表は共通であるが、裏面および側面は各国独自のデザインとなっており、たとえばドイツの2ユーロ(ドイツ語では「オイロ」)硬貨の側面には、国の標語である「統一と正義と自由（Einigkeit und Recht und Freiheit)」が刻印されている。一方、フランスにおいては、1ユーロ硬貨・2ユーロ硬貨（フランス語の発音では「ウーロ」）の裏面に、「自由・平等・友愛（Liberté, Égalité, Fraternité)の標語が刻印されている。

なお、《Fraternité》の語は、かつては「博愛」と訳されたこともあったが、ニュアンス的にはベートーベンが第9で用いたシラーの詩「歓喜に寄す(An die Freude)とまったく同じ「兄弟愛」「同胞愛」の意味であり(ちなみに、この詩は、フランス革命期に「ラ・マルセイエーズ」の旋律で歌われたこともある。一方、現在では、周知のように、EUの連合賛歌とされている)、最近では「友愛」と訳すのが普通であり、フランス大使館ホームページの日本語表記も「友愛」となっている。

だが、この「自由・平等・友愛」が、フランスの公的な標語として掲げられるようになったのは、1848年2月14日に成立した第2共和制(2月革命)臨時政府の布告文(「自由・平等および友愛を原則とし、フランス人民はこれを標語および合言葉とする。」）以後のことであり、同年11月4日の第2共和制憲法前文(Ⅳ「フランス共和国は、自由・平等および友愛を原理とする。」）に結実し、ルイ・ナポレオンの第2帝政の下でいったん否定されたが、第3共和制において再び公的標語として確立されたものである。

これに対して、フランス革命期において、「自由・平等・友愛」の標語中「友愛」の場所に掲げられていたのは、「安全(sûreté)」の語であった。かの有名なフランス人権宣言（1789年8月26日に国民立憲議会により採択。正式名称は「人および市民の権利宣言(Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen)」）1条は「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する」旨を規定し、2条は「あらゆる政治的団結の目的は、人の消滅することのない自然権を保全することである。これらの権利は、自由・所有権・安全・圧制への抵抗である」と規定する。

このうちの1条は、民法の教科書の一番初めで学習する「権利能力平等の原則」を宣明したものである。一方、2条の諸権利のうち所有権に関しては、17条が「所有権絶対の原則」を規定する（「所有権は、一の申請で不可侵の権利であるから、何人も適法に確認された公の必要性が明白にそれを要求する場合で、かつ事前の正当な補償の条件の下でなければ、これを奪われることがない」)。

では、上記フランス人権宣言2条にいう「安全」とは何か。それは、刑事裁判における人権保障を意味し、具体的には、人権宣言7条の規定する刑事裁判における適正手続の保障（アメリカ法でいえば《Due Process of Law》)、同8条の規定する罪刑法定主義、同9条の規定する無罪推定を、その内容としている。この「安全」が、その後「友愛」の言葉に置き換わり、現在の「自由・平等・友愛」の標語となったのである（以上の詳細をお知りになりたい方は、深瀬忠一「フランス革命における自由・平等・友愛と平和原則の成立と近代憲法的(今日的)意義」北大法学論集55巻4号(2004年）1頁)を参照されたい)。

さて、このようにして、近代市民法の基本原則（権利能力平等の原則・所有権絶対の原則）とともに、フランス人権宣言によって確立された「安全」すなわち近代的な刑事裁判手続は、非常に緻密な制度構造と厳格な運用をその特徴としており、悪への断罪と人権擁護という、およそ人間社会の中で考えられる対極概念の中でも最も先鋭化した２つの価値に対して、徹頭徹尾「論理」のみで押し通すこの装置のもつ超硬質で無機的なイメージが、およそ「法」全般に関して一般市民の有している感覚なのだろう。そして、このロジック・モードのみの制度設計と運用ゆえに、法律学の諸分野の中で刑事訴訟法が一番好きだという法学部学生も多い。三島由紀夫（東京大学法学部出身）もその１人であった（【資料１】参照）。

ちなみに、この【資料１】の文章から、三島は団藤重光（東京大学

【資料１】三島由紀夫「法律と文学」『三島由紀夫全集・第30巻（評論Ⅵ）』（新潮社、1975年）180頁

本学の法科学生であったころ、私が殊に興味を持ったのは刑事訴訟法であった。団藤重光教授が若手のチャキチャキであった当時のこととて、講義そのものも生気溌剌としていたが、「証拠追求の手続」の汽車が目的地へ向かって重厚に一路邁進するような、その徹底した論理の進行が、とくに私を魅惑した。私のもっともきらいなのは、一例が行政法のような、プラクティカルな、非論理的な学科であった。

半ばは私の性格により、半ばは戦争中から戦後にかけての、論理が無効になったような、あらゆる論理がくつがえされたような時代の影響によって、私の興味を惹くものは、それとは全く逆の、独立した純粋な抽象的構造、それに内在する論理によってのみ動く抽象的構造であった。当時の私にとって、刑事訴訟法とはそういうものであり、かつそれが民事訴訟法などとはちがって、人間性の「悪」に直接つながる学問であることも魅力の一つであったろう。しかも、その悪は、決してなまなましい具体性を以て表てにあらわれることがなく、一般化、抽象化の過程を必ずとおって、提示されているのみならず、刑事訴訟法はさらにその追求の手続法なのであるから、現実の悪とは、二重に隔てられているわけである。しかし、刑務所の鉄格子がわれわれの脳裏で、罪と罰の観念を却ってなまなましく代表しているように、この無味乾燥な手続の進行が、却って、人間の本源的な「悪」の匂いを、とりすました字句の裏から、強烈に放っているように思われた。これも刑訴の魅力の一つであって、「悪」というようなドロドロした、原始的な不定形な不気味なものと、訴訟法の整然たる冷たい論理構成との、あまりに際立ったコントラストが、私を魅してやまなかった。

また一面、文学、殊に私の携わる小説や戯曲の制作上、その技術的な側面で、刑事訴訟法は好個のお手本であるように思われた。何故なら、刑訴における「証拠」を、小説や戯曲における「主題」と置きかえさえすれば、極言すれば、あとは技術的に全く同一であると思われた。

ここから私の、文学における古典主義的傾向が生まれたのだが、小説も戯曲も、仮借なき論理の一本槍で、不可見の主題を追求し、ついにその主題を把握したところで完結すべきだと考えられた。

……（略）……。

こんなわけで、私は大いに刑訴に興味を持ったが、それ以上専門的な勉強は何一つやらなかった。これも当然のことで、法律学は私にとって、いつか完全に文学的に変形され、法律学自体への、学問的興味はなかったのである。

【資料２】団藤重光「三島由紀夫と刑事訴訟法」『（新装版）この一筋につながる』（岩波書店、2006年）111頁

戦時中のことであった。どこかの軍需工場であったとおもうが、勤労奉仕で働いている学生たちの監督のために、数日間、一緒に泊まったことがある。なにしろ軍関係のところだから、工場側で、学生たちの通信を検閲するという。われわれは、それは困る、教官が全責任をもつからこちらへまかせてくれ、ということで、教官が検閲を受け持つ破目になった。うっかりしたことを書くと引っかかるから、サツマイモとトウナスばかりで腹が減って仕方がないとか、仕事はきついが夜はよく眠るから安心してほしいとか、他愛のない手紙ばかりの中に、一人の学生が著名な作者たち――いま、わたくしの記憶に残っているのは佐藤春夫だけだが――とさかんに文通をしているのが目についた。字はうまくないが、文章はいかにも文学青年らしい。毎日そういう手紙を何通も書くので、まず、平岡公威という名を覚えてしまった。食事のときに、眉の秀でた美青年がその学生であることを知った。二、三回は話をしたとおもうが、法学部の学生にも文学青年は珍しくないから、わたくしは、それ以上に格別の関心をもたなかった。ただ、学年末試験でのかれの刑事訴訟法の答案はずば抜けてよかったので、平岡公威の名は、もう一度わたくしの脳裏によみがえった。しかし、わたくしと、かれとの交渉は、ただ、それだけのことであった。

名誉教授・元最高裁判事）の弟子であるとの「伝説」が生まれたが、大教室講義を受講したという意味では弟子とはいえるものの、2人の間に緊密な交流は存在していない（【資料2】参照）。

また、三島が刑事訴訟法を「証拠」追求の手続と表現している点について、団藤・上掲書（115頁）が「わたくしからいえばやや不満で、ここに刑訴における『証拠』といっているのは、『証明のテーマ』つまり『要証事実』とあるべきところだ」と述べているのは、まったくその通りで、ここは、むしろ端的に「真相」あるいは「真実」「真理」追求の手続と表現したほうが適切であったろう。

一方、三島は、同じ手続法の中でも民事訴訟法には興味がなく、さらに、「行政法のような、プラクティカルな、非論理的な学科」に至っては、「もっともきらい」であるとする。この点からすれば、三島にとって、不動産登記法は、おそらく大嫌いな法分野に属するであろう。不動産公示制度の理想・目的は、実体関係を正確に反映することにある。にもかかわらず、実際の登記手続の汽車は、この目的地へ向かって重厚に一路邁進することはなく、種々の非論理的な妥協と譲歩によって脱線し、時には目的地すら見失って迷走することすらある。そして、この点は、できあがった法制度の運用面のみならず、新たな法制度を設計・構築する側面においても、まったく同様であった。

2　泥まみれの匍匐前進

そもそもなぜ不動産登記のオンライン申請を積極的に推進しなければならないか。その理由・目的については、すでに前回（本誌599号）説明した。すなわち、話は今から6年前の平成13年1月22日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）決定「e-Japan戦略」にさかのぼる。すでに、この時、世界各国は、IT革命における国際的優位性を確保するため、IT基盤構築を着々と進めていたのに対して、日本の対応は立ち遅れを見せていた。この劣勢を挽回し、日本の国際競争力の回復を図ろうとする国家プロジェクトが「e-Japan戦略」であり、これを受けて立法されたのが、新不動産登記法（平成16年法律第123号）全面改正において導入された電子申請の制度であった。

だが、当時、バブル経済崩壊の直撃を受けた不動産業界・金融業界と、その登記業務を受け持つ土地家屋調査士・司法書士にあっては、新たな変革を嫌う守旧的ムードが蔓延しており、経済的に苦しいこの時期に、従来慣れ親しんだ業務形態やノウハウを捨てて、積極的にオンライン申請に移行しようとする進取の精神をもった者は、ほとんどいなかった。

そのような状況下において、法務省は、オンライン申請に対して消極的姿勢を示す業界ならびに専門資格者に対して、制度設計の側面において妥協に妥協を重ね、しかも、そこでは、反対論者ないし消極論者に対して、次のような説得の仕方がとられた。すなわち、①新法の制度は、旧法の書面申請の制度をそのままオンラインに置き換えるだけのもので、その他の点には変更がない、②オンライン申請になれば、利用者の利便性は、書面申請よりも向上する、③新法においても従来の書面申請の制度は残るので、オンライン申請をしたくなければしないでもよい、というのである。

①旧法の「敷き写し」から生じた問題点

まず、①の点に関していえば、新法は、旧法の書面申請の手続を、極力そのままの形でオンライン申請にスライドさせようとした。現在でも、申請書・添付書類に関してはワープロ打ちした電子データがあるのだから、それをプリントアウトせずそのまま送信する方法を採用すれば、書面申請と変わらないから、反対論者の理解も得られる、との基本発想である。

だが、その結果として、新法では、第1に、IT技術のメリットを存分に活かせるようなシステムあるいは法制度を採用することができなかった。第2に、立法担当者は、従来の書面申請の手続を半端な形で電子申請にスライドさせることそれ自体が、かえって弊害を生ぜしめることを見落としていた。その典型が、登記識別情報であり、これをめぐる騒動に関しては、後に改めて述べることにする。

②電子申請制度導入の目的に関する説明不足

一方、②の「利便性の向上」という観点が、いつしか電子申請の主目的であるかのように理解され、本来の目的であった日本の国際競争力の確保ないし回復という観点が見失われていった経緯に関しても、すでに前回お話しした。

要するに、今般の電子申請への移行は「木を植える」作業であっ

て、それが豊かな森に育った後の恩恵を享受するのは、われわれが死んだ後の子供や孫の世代であるところ、オンライン化を着々と進めている諸外国と異なり、今の日本国民は、そのような長期的な展望には見向きもせず、ただただ自分の利己的な欲求との関係で、オンラインへの移行を理解し、それが目先の利益につながらないと知るや、たちまち反対論を展開するようになる。こうした反対論者・消極論者の抵抗を前にして、立法担当者は、正論を貫くことができなかった——あるいは利用者の利便性向上が、明日にでも享受できる生々しい現実的利益であるとの幻想を、一般国民が抱くのを止めることができなかった。

しかし、そうではあっても、かくも強固な反対・抵抗を受けながら、オンライン申請制度を立法にまで結実させた法務省の努力に対しては、一定の評価が与えられてよい。それは、いわば泥まみれの匍匐前進であったが、IT革命対応型の登記制度への道は、一歩には届かずとも半歩は進められ、成立した制度の改善に向けて、バトンは次なる走者へと委ねられた。

③電子申請と書面申請の関係をめぐる誤解

ところで、こうして成立した新不動産登記法の下では、電子申請が原則である、との説明を行う向きもないではないが、この説明は、実は必ずしも正確ではない。前述「e-Japan戦略」を受けて平成13年3月29日にIT戦略本部が発出した「e-Japan重点計画」が、「2003年度までに、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現する」としていることからも分かるように、このプロジェクトの基本方針は、電子情報の利用を、紙情報と同程度まで引き上げることにあった。

ところが、この基本方針は、後に述べる電子化率50％という具体的数値目標によって、大きく変質することになる。

そもそも「e-Japan戦略」の根本目的は、日本の失われた国際競争力の回復にあり、電子化はその手段の1つにすぎないのであって、それゆえ、電子化率が50％に達せずとも、日本の国際競争力が回復すれば、目的は達成されたことになるし、逆に、電子化率が50％を超えようが、100％になろうが、日本の国際競争力が回復しなければ、何の意味もない。

ところが、この国際競争力回復という目的に対する手段としての施策であったはずの電子化率50％達成という数値目標は、いつしかそれ自体が自己目的化して一人歩きを始め、今日では、そもそも何のために電子化を推進しなければならないのかの根本目的が、忘れ去られてしまっている。この点は、他の府省の電子化政策においても多かれ少なかれ見受けられるところではあるが、しかし、かかる誤解に基づく施策の最たる例が、新不動産登記法の成立後、後続ランナーによって担われることとなった不動産登記のオンライン申請向上策であった。

3　平成18年の施策内容

平成17年3月22日さいたま法務局上尾出張所の法附則6条指定を皮切りに開始されたオンライン申請の利用率は、当初の予測を大幅に下回り、同年11月末までの半年間の利用件数は、わずか90件にすぎず、しかも、その大半を占めていたのは、司法書士・土地家屋調査士によるいわば実験的な申請であった。

だが、こうした状況の中で、翌平成18年1月19日、IT戦略本部「IT新改革戦略」により、上述した「2010年度までにオンライン利用率50％以上を達成する」との具体的数値目標が提示された結果、法務省は、これに対する具体的な対応を迫られることとなった。

以下、順を追って、平成18年の法務省の施策内容を見てゆくことにしよう。

①平成18年3月——「オンライン利用促進のための行動計画」

上記「IT新改革戦略」の指令に基づき、同年3月31日、CIO連絡会議事務局(内閣官房・総務省)は「オンライン利用促進のための行動計画」を公表した。

同「行動計画」中に掲げられている法務省の不動産登記の申請手続に関するアクションプランを、他府省の行動計画と比較した場合、一見して明らかになることは、電子申請の際に要求されている添付書類の種類の多さである。

それゆえ、電子申請の利用率向上のためには、第1に、これら多種多様な添付書類の提出を軽減化する必要があるが、しかし、「行動計画」は、「その〔登記の〕正確性を担保するため、要求されている添付書面の省略を認めることはできない」として、添付書類省略の方法を用いた利用率向上措置を拒絶する。

第2に、上記法務省の「行動計画」は、添付書類のうちの多くの

ものが、当該書類を発行する官庁等において電子化の対応が採られていないものであるとして、利用率低迷の責めが他の官庁等にある旨を主張する。しかしながら、このような事情は、他の府省の申請手続においてもまったく同様であるから、法務省のみが、利用率50％未達成の責任を他に転嫁するわけにもいかない。

しかしながら、上記添付書類につき省略その他何らかの軽減化措置が図られなければ、50％の目標達成は、およそ不可能である。

②平成18年6月――神奈川「別送方式」の「実証的な試行」

もっとも、法務省が、上記の点について、まったく無策のままでいたというわけではない。同年6月2日からは、河野太郎法務副大臣(当時)のお膝元である横浜地方法務局横須賀支局および平塚出張所において、「登記識別情報を除き、添付情報が書面で作成されている場合において、当該書面に記載された情報を電磁的記録に記録した上で申請情報と併せて送信するとともに、登記官が定めた相当の期間内に、当該書面を提出したときは、却下事由に該当しない」旨の「実証的な試行」が開始されている（民事局発横浜地方法務局長宛民二第1322号通達ならびに民事第二課長発横浜地方法務局長宛民二第1323号通知)。

このいわゆる「別送方式」は、「すべての添付情報が電磁的記録によって作成されるものとは限られないため、送信の方法によらなけ

【資料3】 横浜地方法務局横須賀支局・平塚出張所における「実証的な試行」（平成18年5月30日～6月30日）
日本司法書士会連合会「不動産登記オンライン申請制度の検証シンポジウム」（平成18年12月2日）資料2

○ 横須賀支局

	オンライン申請	6月2日通達による申請	磁気ディスク申請	合　計
権利に関する登記	11件	8件	9件	28件
表示に関する登記	4件	1件	1件	6件
合　計	15件	9件	10件	34件

○ 平塚出張所

	オンライン申請	6月2日通達による申請	磁気ディスク申請	合　計
権利に関する登記	1件	7件	0件	8件
表示に関する登記	9件	5件	3件	17件
合　計	10件	12件	3件	25件

○ 登記種類別統計（横須賀支局・平塚出張所合計）

	オンライン申請	6月2日通達による申請	磁気ディスク申請	合　計
権利に関する登記				
登記名義人表示変更	10件	1件	1件	12件
抵当権抹消	1件	14件	8件	23件
条件付所有権移転仮登記	1件			1件
小　計	12件	15件	9件	36件
表示に関する登記				
地目変更	2件	1件		3件
地積更正	2件			2件
土地分筆	2件	4件		6件
土地合筆			1件	1件
建物滅失		1件	2件	3件
建物表題部更正			1件	1件
建物所在地番変更	1件			1件
建物種類変更	2件			2件
建物表示変更	1件			1件
建物床面積変更	1件			1件
建物区分	2件			2件
小　計	13件	6件	4件	23件
合　計	25件	21件	13件	59件

れば、添付情報を提出することができないとすることは、電子申請の促進を阻害する要因の一つである」との問題意識に基づくものであったが（上記民二第1322号通達）、ところが、この「実証的な試行」の結果からは、登記識別情報もまた、電子申請の阻害要因となっていることが判明した。

【資料3】は、平成18年5月30日から6月30日までの1か月間における横須賀支局および平塚出張所における登記申請の内訳であるが、6月2日通達に基づく「別送方式」による申請は21件と、期待されたような顕著な効果を示していない（なお、この「別送方式」の「実証的な試行」は、現在も続行されているが、平成18年10月31日段階での申請件数は127件であるという）。

一方、純然たるオンライン申請25件の内訳は、登記識別情報の提供が不要な申請が大半を占め（しかも、そのうちの11件を占める横須賀支局の登記名義人表示変更登記は、協力要請を受けた信用金庫がたまたま最近名称変更をしていたという幸運に基づくものである）、他方、登記識別情報の提供を要する条件付所有権移転仮登記1件も、司法書士が奥さんに対して行ったものであるという（なお、図表中の磁気ディスク申請は、書面申請の一種であって、電子申請ではない。法18条2号参照）。

③平成18年7月――「不適当な登記識別情報」問題

ところが、こうしてオンライン推進へと動いていたはずの法務省は、同年7月下旬、突如として電子申請の運用開始予定登記所につき指定取消しを行う一方、7月20日から28日までの間、司法書士土地家屋調査士およびその団体ならびに金融機関・不動産関連団体に対して、登記識別情報に関する意見照会を実施するに至った。

その理由は、翌8月1日になって、ようやく判明した。法務省民事局が「不適当な登記識別情報の発行について」と題する通知を発出し、3人以上の相続人による相続登記のように、1つの登記の枠の中に3人以上の権利者が登記された場合に、2人目以降の権利者に対して発行された登記識別情報につき、近似した記号が交付されたことを公表したからである。

④平成18年8月――「登記識別情報に関する研究会」

そして、この問題を受けて、8月29日からは、「登記識別情報制度についての研究会」が開催されるに至る。

この研究会の開催趣旨は、9月25日に河野副大臣が退任に際して各委員宛に発出した書簡によれば、「現行の登記識別情報制度を廃止するべきかどうかにまで踏み込んで制度の見直しをご検討いただく」というものであり、したがって、この指示に従う以上は、研究会では、〔1〕現行の登記識別情報の抱える問題点をすべて洗い出したうえで、〔2〕それらの問題点に対して考えられる種々の改善策の中から最も妥当適切と解される方策を選択した後、〔3〕かかる改善策を講じた後の登記識別情報と、これを廃止した場合の本人確認制度との間のメリット・デメリットを総合的に比較対照するのが、本来の筋であった。

だが、研究会の実際の議論においては、研究会発足の直接の契機となった「安全性」の問題は意図的に回避されて、現行の登記識別情報の問題点は「第1　円滑な不動産取引決済の確保」「第2　登記識別情報の保管・管理」「第3　申請手続の簡素化」の3つであるとされ、平成18年12月公表の研究会の最終的な報告書も、登記識別情報制度の存続の方向に収斂されていった。こうした委員会審議のあり方の是非に関しては、盛岡多智男『基本法立法過程の研究――法務省・法制審議会による立案と政治の関わり』（山梨学院大学行政研究センター、2005年）や森田朗『会議の政治学』（慈学社、2006年）をご参照いただくことにし（両書とも非常に面白い）、ここでは、存続論者・廃止論者の双方が「腹ふくるる思い」をした、とだけ述べておこう。

他方、登記識別情報存続論・廃止論双方の具体的な主張内容に関しても、日本司法書士会連合会の機関誌「月報司法書士」421号（本年3月号）で分析を試みたので、そちらをご覧いただきたいが、少なくとも電子申請の利用率向上との関係でいえば、すでに神奈川での「実証的な試行」からも明らかになっているように、登記識別情報の存在それ自体が、電子申請の阻害要因となっている点については、存続論者側も否定することはできなかった。

もっとも、電子申請の利用を阻害している要因は、ひとり登記識別情報のみならず、添付情報一般につき、(1) その数の多さと (2)

オンライン未対応ないし未普及の添付書面の存在にあり、ここまで見てきたように、そもそも平成18年の施策の流れは、①(3月)「行動計画」において示された右添付情報の問題点を解消するために、②(6月)神奈川「別送方式」の実証的な試行がなされた際に、登記識別情報もまた阻害要因となっていることが判明し、③(7月)「不適当な登記識別情報」問題と相まって、④(8月)「登記識別情報制度に関する研究会」開催に至るという経緯を辿ったものである。ところが、登記識別情報問題のインパクトがあまりに強すぎたため、電子申請の利用率向上という、本来検討すべき本質的問題が見失われてしまったきらいがある。

そして、その間に、法務省のオンライン利用率向上に関する具体的施策内容は、次に見るように、いかにも奇妙な変質を遂げていた。

⑤平成18年8月――「電子政府の取組について」

登記の現場が突然のオンライン庁指定凍結に揺れていた平成18年7月26日、IT戦略本部が発出した「重点計画2006」は、「オンライン利用促進対象手続のうち、全体の83%の比率を占める登記(法務省・49%)、国税(財務省・19%)、社会保険・労働保険(厚生労働省・15%)を「主要3分野」に定め、その手続については、「効果的なインセンティブの付与等の措置について制度改正を含め精力的かつ具体的に検討を行い、2006年中に結論を得る」とした。

しかし、少なくとも登記申請(甲号申請)に関していえば、たとえ利用者に対してどれほどのインセンティブを付与したところで、とりわけ添付情報に関する上述したような問題が解消されない限り、50%の目標値達成が不可能であることは目に見えていた。

ところが、法務省が「不適当な登記識別情報」問題を発表したのと同日である8月1日、内閣官房IT担当室より公表された「電子政府の取組について」を見て、大方の人々は愕然とした。そこでは、上記オンライン利用促進主要3分野について「以下の取り組みを積極的に行うことにより、それぞれ平成22年度末までに50%以上を達成する」とされているが、ここにいう「以下の取り組み」の具体的内容として、登記の個所で掲げられている施策内容は、「登記関係の9割以上を占める登記事項証明書の交付請求等手続について重点的に取り組む→登記情報提供サービスの手数料を値下げ(950円→770円。本年4月1日から)」というものだったからである。

この点に関しては、目下のところの最新資料である平成18年10月12日IT新改革戦略評価専門調査会・電子政府評価委員会のヒアリングにおける法務省の説明資料の側を参照しよう(【資料4】)。

その2頁「法務省におけるオンライン利用促進対象手続の割合」から知られるように、全申請の94%を占める乙号(証明書等発行手続)のオンライン利用率さえ向上させれば、50%の目標値は容易に達成できる。そこで、法務省は、「乙号を中心として2010年までにオンライン利用率を50%以上にする」とする一方(同4頁)、登記情報提供サービスの手数料を、全部事項に関しては現在の710円から440円に、所有者事項に関しては210円から130円に値下げするという強力な経済的インセンティブを付与することによって(同8頁)、障害の多い甲号申請ではなく、もっぱら乙号申請を通じて、利用率50%の目標値クリアを狙う策に出たのである。

4 大人の対応

新不動産登記法の制定にしても、神奈川「別送方式」にしても、その目的は甲号申請のオンライン利用にあったから、本来ならば、甲号・乙号のそれぞれについて、利用率50%を目標にしなければ筋が通らない。

しかし、10月の電子政府評価委員会のヒアリングでは、この点を問題視する意見は出なかった。もっとも、この点に関しては、それ以前の8月「電子政府の取組について」が、乙号申請を通じて利用率50%を達成するとの方針を提示した段階において、内閣と法務省との間に、すでに合意が整っていたと考えるのが自然である。それゆえ、甲号申請に関して、内閣からのプレッシャーがない以上、その後に開催された「登記識別情報制度に関する研究会」において、いくら登記識別情報が電子申請の阻害要因となっていることを強調したところで、存続論者側は、何の痛痒も感じない。

同様に、振り返って平成18年3月の「行動計画」において示された、種々の添付情報の省略を拒絶する法務省の方針に関しても、これを変更するだけの必要性は、も

はや存在しなくなっている。

なお、この添付情報の省略との関係では、土地家屋調査士の関与する表示に関する登記については、不動産登記令13条の特則があるが、しかし、同条2項が原本たる書面の追完という二度手間を要求している以上、電子申請の利用率向上は図れない。神奈川「別送方式」に関しても、これとまったく同様の事柄が、当てはまってくるだろう。

一方、登記識別情報の問題は、土地家屋調査士にあっては、司法書士ほど切実ではないことから、ここは法務省の望むがまま存続論に従っておくという大人の対応をとることで、高みの見物を決め込むことができた。

なお、その後、法務省は、本年(平成19年)2月5日「『不動産登記規則等の一部を改正する省令案』の概要」をパブリックコメントに付したが、その内容は、登記識別情報の本質的な改善策とはほど遠いものである。

かくして、今回の登記識別情報をめぐる一連の騒動は、「安全(sûreté)」に関する議論もなく、まして「友愛(fraternité)」のかけらもなく幕を下ろし、他方、事柄の本質部分であったはずの電子申請の利用率向上策についても、新法施行から平成18年11月24日に至るもわずか1093件にすぎない甲号の利用率向上を図る本来の趣旨から外れるという、まことにもって(三島由紀夫にいう)「プラクティカルな、非論理的な」形での決着に落ち着いた。

【資料4】電子政府評価委員会(第3回・平成18年10月12日)「資料2:電子政府評価委員会ヒアリング資料(法務省)」「資料2-1:登記のオンライン利用促進の取組状況について」2頁、3頁、4頁、8頁

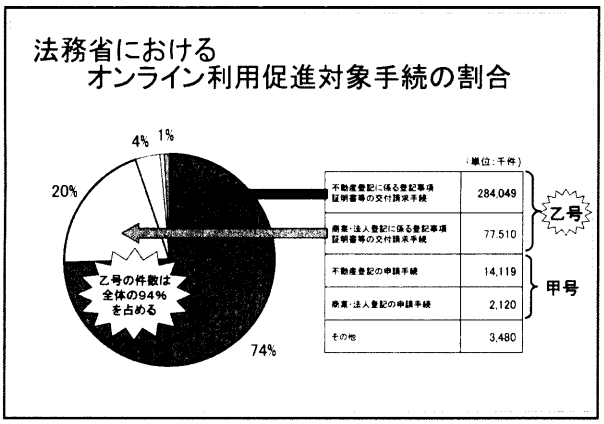

2

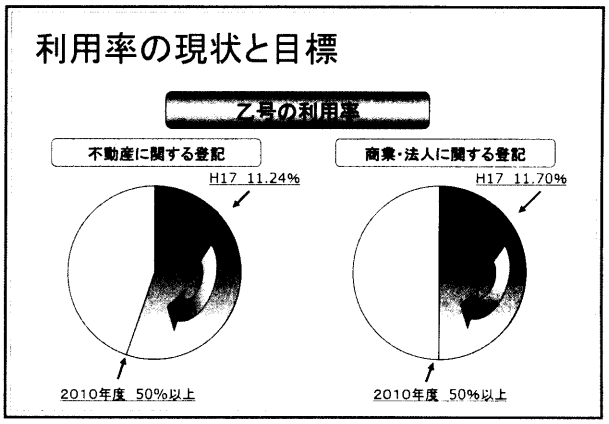

3

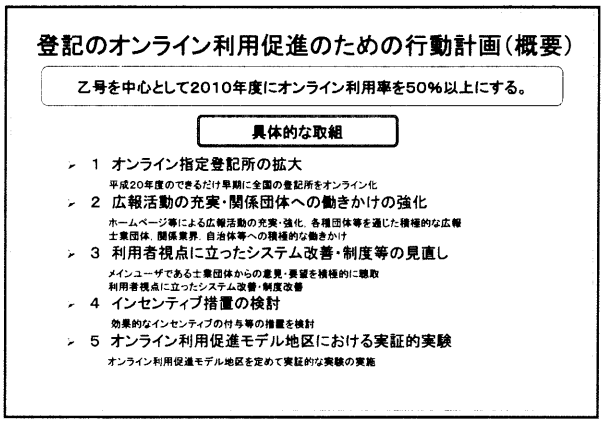

4

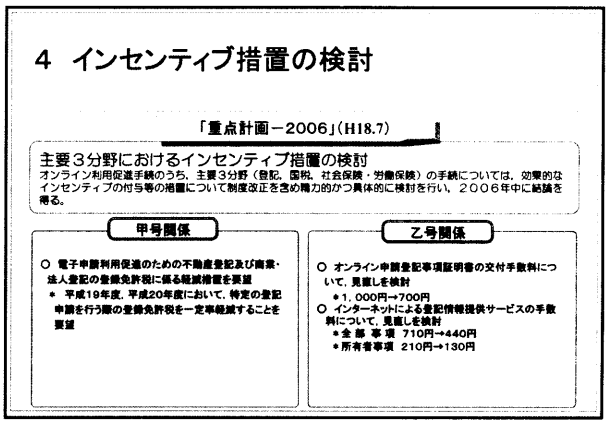

8